

Ⅱ 人権教育の基本方針

人権について、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示し、人権が尊重される社会を築いていく主体となる人間を育てるために、次の3つの方針で人権教育を進めています。

- 1 人権尊重の意義及び様々な人権問題についての**理解と認識**を深めます。
- 2 自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う「**共に生きる心**」を醸成します。
- 3 人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていく**意欲と実践力**を高めます。

この3点は、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」における学校人権教育の目標と目指すものは同じといえます。

理解と認識

自他の人権を尊重し、人権問題を解決する上で具体的に役立つ知識を身につけることが大切です。例えば、責任、権利などの人が生きていく上で必要な諸概念、人権の発展に関する歴史、個別の人権課題の現状、憲法や関係する法律等についての基本的な知識が必要です。

また、文化・価値観・個性をもった一人一人の違いを認め合う姿勢が社会の豊かさにつながることを認識することが必要です。さらに、人間の生命はかけがえのないものであるという自明のことをあらゆる機会に確かめ合うことが重要です。

共に生きる心

いじめや虐待などの人権侵害をすることは、決して許されることではありません。自分のもつ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求することは当然のことです。そして、このことは同時に、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うことを意味します。権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重すること、すなわち、人権の共存が達成されることが重要です。

人権共存の考え方である「共に生きる心」とは、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」とも言えます。これは、互いに人権感覚を高め合う中で育つものです。

人権感覚を高めるためには、例えば、人間の尊厳や命の大切さを自覚し、尊重することや、人の心の痛みや思いに共感すること、様々な人々の生き方と出会い、自分の生き方を考えたりすることなどが大切です。また、コミュニケーション技能や対等で豊かな関係を築く技能なども大切になります。

意欲と実践力

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国民の責務として「人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」とされています。

人権感覚が知的理解・認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的行動につながると考えられます。